

情 個 審 答 申 第 7 号

平成26年10月22日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年9月10日付け、平成25年度諮問第2号で諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

平成25年7月23日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」に関する文書等の開示請求に伴う一部開示（一部請求拒否）決定に対する異議申立てについて

別 紙

諮問第 2 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示（一部請求拒否）決定は、一部妥当でない。

第 2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき行った、平成 25 年 7 月 23 日に開催されたとする「春日校区・古町校区・白坪校区等の自治協議会の長を中心とした者と熊本市熊本駅周辺事務所との勉強会」（以下「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」という。）の校区出席者全員の氏名・役職名、熊本市職員出席者氏名・役職名の開示請求に対して、実施機関が「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会出席者名簿」の一部を不開示（以下「本件不開示部分」という。）とした一部開示（一部開示拒否）決定について、当該決定の取消を求めたものである。

第 3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

この熊本駅周辺地域まちづくり勉強会出席者名簿は、「まちづくり勉強会」と称して、一般住民には、何の開催予定日時場所も何の目的も知らせず、熊本市職員・熊本駅周辺整備事務所・副所長をはじめ、課長補佐・主査・技術参事・技師、熊本市西区役所まちづくり推進課・課長補佐・参事が公務時間内に参画しての「勉強会」であり、秘密裏に行われたとも思えない。熊本駅周辺整備事務所長、熊本市西区役所区長の公務決裁を受けての「まちづくり勉強会」であるから、業務の一貫としての責務であり、その内容は条例第 7 条第 2 号には抵触しない。

春日校区部会・古町校区部会・白坪校区部会・地元企業等の所属名・出席氏名が、「黒塗り・一部不開示」は、熊本市憲法理念に違反・不遵守の市政執行である。

春日校区自治協議会等各種団体には、国民市民等の血税の補助金の一部投資しての運営が行われているのであり、熊本市憲法・熊本市自治基本条例（市民の責務）第 6 条の条例理念を自覚しての出席であり、身を隠すような不名誉な会合に出席するのではないので、堂々と「一部不開示・黒塗り」でなく、該当校区住民等に「開示・公表」すべきものである。

熊本市事業主・熊本駅西土地区画整理事業所の説明会における一般住民等参加の協議内容（平成 22 年 12 月 8 日（水）開催）や説明会報告（平成 23 年 2 月 1 日（火）開催）

の添付の情報公開資料を見ても一般住民の名前が公表されており、私の名前も記載されているが、熊本市から名前を出してもよいか等の確認も何も受けてはいない。協働のまちづくりに参画するのであり、何ら本人にとって問題はない。公表したからといって、その後の業務に支障を来したとの事実もない。

所属名、個人名を公表しても、何ら個人の利益を害する事もなく、恥でもないはずである。添付資料の「黒塗り」でなく、所属名、氏名の見える資料を、即、開示執行すべきである。

第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

一部請求拒否の部分は、「会社名、職歴、各種団体への加入状況等」を含む、経歴、社会活動等に関する情報であり、熊本市情報公開条例第7条第2号に規定される「個人に関する情報」となるため不開示とした。

第5 審議会の判断

1 本文書について

平成25年7月23日に開催されたとする「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」に参加した者についての次の事項がわかる文書である。

- (1) 校区出席者全員の氏名、所属団体名、構成団体名及び役職名
- (2) 地元企業等出席者全員の氏名、所属団体名、構成団体名、部局名及び役職名
- (3) 熊本市職員全員の氏名、所属部局名及び役職名

2 判断に当たっての基本的な考え方

本文文案に係る判断は、本件不開示部分の情報について、インカメラ方式を用いて総合的に勘案し行うものとする。

なお、当審議会は、条例に基づき一部請求拒否の妥当性を判断するものであり、事業等の是非についての判断は行わない。

3 条例第7条第2号への該当性について

本市においては熊本市情報公開条例を定め、本市の保有する文書等の開示を行っているが、実施機関が保有する文書等の中には、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等があるため、条例第7条において一定の不開示情報を設けているものである。

個人情報の保護のため、同条第2号本文において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」を不開示情報としているところである。

ただし、同号アからオまでにおいて例外規定を設けている。

本件不開示部分の記載内容は、「熊本駅周辺地域まちづくり勉強会」に参加した校区出席者及び地元企業等出席者の氏名、構成団体名、部局名及び役職名であり、それらが同号に該当するかどうかについて検討する。

まず、氏名が、同号第2号本文に該当することは言うまでもない。

次に、構成団体名、部局名及び役職名であるが、同号本文中の「個人に関する情報」とは、氏名のみならず、思想・信条等に関する情報、経歴・社会活動等に関する情報その他個人生活に関する一切の情報が含まれることから、「個人に関する情報」に該当するといえる。

しかしながら、氏名と異なり、これらの情報のみで、必ずしも「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る」わけではない。例えば、構成団体名については、一般的には、当該情報のみで特定の個人を識別できるわけではない。つまり、本件不開示部分の情報について、不開示情報に当たらない部分があるといえる。

そこで、同号アからオまでの規定に、本件不開示部分が該当するかどうかを更に検討する。

この点、同号ア、イ及びオの規定に該当しないことは、容易に判断できる。

また、同号ウについては、開示しても、「保護される個人の利益が害されるおそれがない」とまで判断できる材料はない。

次に、同号エについて、校区自治協議会等の構成員が同号エの公務員等に当たるかどうかの判断を行う。

まず、校区自治協議会等の構成員が地方公務員に当たるかどうかであるが、この点、校区自治協議会等の構成員に対し、辞令交付等の委嘱行為は行われておらず、報酬も支払われていない。そして、校区自治協議会等は、地方公共団体とは別個の団体であり、校区自治協議会等の事務それ自体を地方公共団体の事務ということはできない。このことからすると校区自治協議会等の構成員を地方公務員と位置づけるのは困難である。

また、その他の同号エでいう公務員等にも該当しないため、校区自治協議会等の構成員については、公務員等に当たらないと判断する。

つまり、同号アからオまでには該当しないといえる。

以上のことから、実施機関が氏名を不開示にしたという判断は相当といえるが、構成団体名、部局名及び役職名については、当該個人が特定されない範囲で開示するのが相当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝
 会長職務代理者 高 木 絹 子
 委 員 大 江 正 昭
 委 員 馬 場 啓
 委 員 澤 田 道 夫

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 5 年 9 月 1 0 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 5 年 9 月 1 9 日 平成 2 5 年 1 0 月 7 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。 一部修正
平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する 意見書を受理した。
平成 2 6 年 6 月 1 8 日	諮問の審議を行った。
平成 2 6 年 7 月 1 6 日	答申案の審議を行った。
平成 2 6 年 8 月 2 7 日	答申案の審議を行った。
平成 2 6 年 9 月 2 4 日	答申案の審議を行った。

〔参考条文：熊本市情報公開条例第7条第2号抜粋〕

（不開示情報）

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報

エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報であつて、開示しても、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの

オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3) から(7)略